

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、河川及びダム事業の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての事業を対象とする。ただし、当該年度完成予定事業は除く。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

第3 再評価を実施する事業

1 用語の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、再評価の実施単位（以下「評価単位」という。）に事業費が予算化されたことをいう。

(2) 未着工の定義

河川事業における「未着工の事業」とは、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

ダム事業における「未着工の事業」とは、用地補償基準が未妥結、かつ工事に未着手の事業をいう。ただし、用地補償基準を作成しない事業の場合、「用地補償基準が未妥結」を「用地買収等の契約が1件も成立しておらず」と読み替えるものとする。

2 事業評価の単位の取り方

河川事業における評価単位は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価単位については、原則として事業採択の単位とする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

①独立行政法人水資源機構法（平成19年3月31日法律第23号）第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行のダム事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 再評価の実施主体

関係地方整備局及び水資源機構等とする。

2) 再評価の進め方

再評価に係る資料の作成及び対応方針（案）の決定は、関係地方整備局及び水資源機構が共同して行うものとする。

②独立行政法人都市再生機構法（平成19年3月31日法律第19号）第18条第1項第4号に規定する独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）施行の河川事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 再評価の実施主体

関係地方公共団体及び都市再生機構等とする。

2) 再評価の進め方

再評価に係る資料及び対応方針（案）の作成及び対応方針の決定は、関係地方公共団体と都市再生機構が共同して行うものとする。

(2) 資料の提出先

直轄事業及び水資源機構施行事業（以下「直轄事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針（案）及びその決定理由等を本省水管理・国土保全局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に提出する（水資源機構施行事業については、関係地方整備局及び水資源機構の連名で河川計画課に提出する）ものとし、補助事業及び都市再生機構施行事業（以下「補助事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針及びその決定理由等を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を經由して、河川計画課に送付する（都市再生機構施行事業については、関係地方公共団体及び都市再生機構の連名で河川計画課に送付する。）ものとする。

ただし、補助事業において地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下「一括配分に係る事業」という。）については、地方支分部局等は補助金交付に係る対応方針等を別紙③④により河川計画課に速やかに送付するものとする。

(3) 都道府県からの意見聴取について

直轄事業等については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 60 条第 1 項及び第 63 条第 1 項の規程により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

(4) 河川整備計画の策定・変更の活用について

実施要領第 4 の 1 (4) の規定に基づき河川整備計画の策定・変更により再評価の手続を行う場合には、実施要領第 4 の 1 再評価の実施手続き、及び実施要領第 5 の 3 再評価の視点等の規定を踏まえ、実施要領に基づき適正に評価を実施するものとする。

第 5 再評価の手法

1 再評価の視点

河川及びダム事業については、実施要領第 5 の 3 に規定する各視点ごとに、原則として以下の評価項目に基づいて再評価を実施するものとする。なお、費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定するものとする。

(1) 事業の必要性等

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

- 1) 災害発生時の影響
- 2) 過去の災害実績
- 3) 災害発生の危険度
- 4) 地域開発の状況
- 5) 地域の協力体制
- 6) 関連事業との整合 等

なお、環境整備に係る事業にあつては、上記 4) から 6) に加え、

- 7) 河川環境等を取りまく状況
- 8) 河川及びダム湖等の利用状況 等

②事業の投資効果

- 1) 費用対効果分析

③事業の進捗状況

- 1) 事業採択年
- 2) 用地着手年、工事着手年
- 3) 事業進捗状況 等

(2) 事業の進捗の見込み

①今後の事業スケジュール 等

(3) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善

①主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画の検討

②代替案の可能性の検討

③コスト縮減の方策 等

2 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

実施要領第5の4に基づくものとする。

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

第7 施行

1 本細目は、令和8年7月2日から施行する。

2 本細目の施行に伴い、平成22年4月1日に改定された「河川及びダム事業の再評価実施要領細目（国河計第142号）」は廃止する。